

平成 23 年度丸亀市人事行政の運営等の状況について

地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 5 8 条の 2 及び丸亀市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成 17 年丸亀市条例第 197 号）第 6 条の規定に基づき、平成 23 年度の丸亀市の人事行政の運営等の状況の概要を公表します。

平成 24 年 12 月
丸亀市長 新井 哲二

I 職員の任免及び職員数に関すること

1 職員の任免

(1) 職員の任免状況（平成 23 年度、単位：人）

任用		退職		
採用	昇任	定年	勸奨	自己都合 その他
44 人	149 人	37 人	11 人	12 人

(2) 採用試験の実施状況（平成 23 年度）

種類	区分	内容	職種等
競争試験	上 級 (大学卒程度)	1 次試験 教養試験 専門試験 (消防除く) 適性検査 口述試験 (土木 (経験者対象)) 体力測定 (消防) 2 次試験 口述試験 作文試験	行政事務 土木 土木 (経験者対象) 建築 保健師 消防
	中 級 (短大卒程度)	1 次試験 教養試験 専門試験 (土木、保育士・幼稚園教諭) 適性検査 体力測定 (消防) 2 次試験 口述試験 作文試験 実技試験 (保育士・幼稚園教諭)	行政事務 土木 消防 (救急救命士) 保育士・幼稚園教諭
	初 級 (高校卒程度)	1 次試験 教養試験 専門試験 (土木) 適性検査 体力測定 (消防) 2 次試験 口述試験 作文試験 体力測定 (技能労務職 (衛生清掃員))	行政事務 土木 消防 技能労務職 (衛生清掃員)

(注) 23 年度の採用試験の採用は、24 年度 4 月である。

(3) 採用者数 (平成 23 年度、単位：人)

試験の種類	試験の名称	試験区分	申込者数	採用者数
競争試験	上級 (大学卒程度)	行政	139	9
		土木	14	2
		建築	6	2
		化学	5	1
		消防	33	4
	中級 (短大卒程度)	行政	15	2
		消防 (救急救命士)	9	2
		保育士・幼稚園教諭	135	10
		保育士・幼稚園教諭 (経験者選考)	24	5
	初級 (高校卒程度)	行政	15	0
		消防	10	1
技能労務職 (衛生清掃員)		23	1	

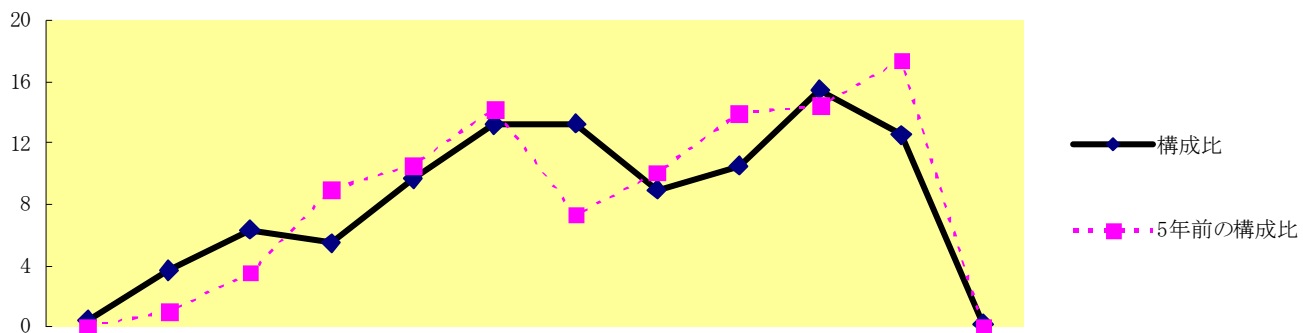
2 職員数

(1) 部門別職員数の状況 (各年 4 月 1 日現在、単位：人)

部門	区分	職員数		対前年 増減数	備考	
		平成22年	平成23年			
普通会計部門	一般行政部門	議 会	7	8	1	
		総務	115	123	8	
		税務	38	35	△3	
		民生	239	232	△7	
		衛生	95	91	△4	
		労働	0	0	0	
		農林水産	26	24	△2	
		商工	8	13	5	
		土木	48	47	△1	
	小 計	576	573	△3	<参考> 人口1,000人当たり職員数 5.12人 (類似団体の人口1,000人当たり職員数5.25人)	
教育部門	143	137	△6			
消防部門	116	118	2			
小 計	835	828	△7	<参考> 人口1,000人当たり職員数 7.40人 (類似団体の人口1,000人当たり職員数7.25人)		
公営企業等会計部門	水道	41	39	△2		
	下水道その他	70	70	0		
小 計	128	123	△5			
合 計		963	951	△12	<参考> 人口1,000人当たり職員数 8.50人	

(注) 職員数は一般職に属する職員数である。

(2) 年齢別職員構成の状況 (23年4月1日現在)



20	20	24	28	32	36	40	44	48	52	56	60
歳	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	歳
未	23	27	31	35	39	43	47	51	55	59	以
満											上

区分	20歳 未満	20歳 〃 23歳	24歳 〃 27歳	28歳 〃 31歳	32歳 〃 35歳	36歳 〃 39歳	40歳 〃 43歳	44歳 〃 47歳	48歳 〃 51歳	52歳 〃 55歳	56歳 〃 59歳	60歳 以上	計
職員数	4人	35人	60人	52人	92人	129人	126人	85人	100人	147人	119人	2人	951人

(注) 職員数は一般職に属する職員数である。

(3) 職員数の推移 (単位：人・%)

	H18年	H19年	H20年	H21年	H22年	H23年	過去5年間の 増減数(率)
一般行政	711	664	618	593	576	573	△138 (19.41%)
教育	176	168	158	137	143	137	△39 (22.16%)
消防	125	119	121	116	116	118	△7 (5.60%)
普通会計	1,012	951	897	846	835	828	△184 (18.18%)
公営企業等会計	140	142	136	132	128	123	△17 (12.14%)
総合計	1,152	1,093	1,033	978	963	951	△201 (17.45%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数

Ⅱ 職員の給与に関すること

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (23年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 22年度の人件費率
23年度	人 112,173	千円 40,697,392	千円 1,192,570	千円 7,959,537	% 19.6	% 20.2

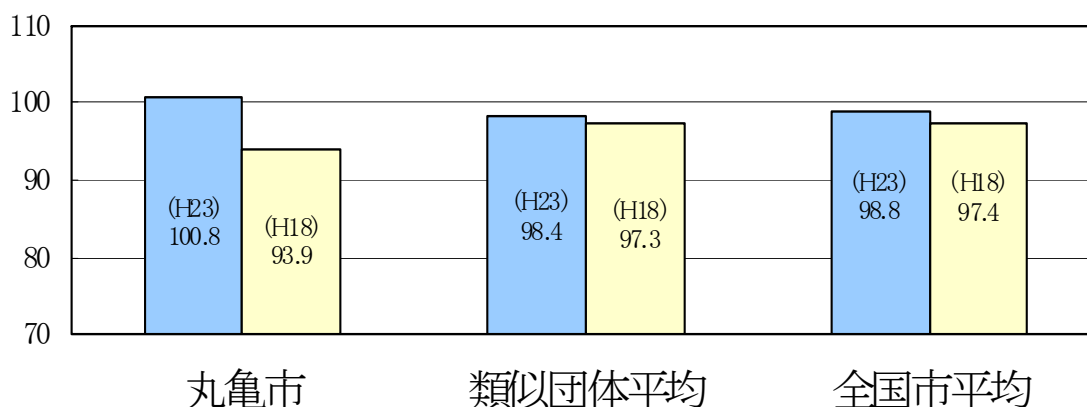
(注) 1 実質収支とは当該年度の歳入決算額から歳出決算額を差引いた額から、翌年度へ繰り越すべき財源を控除したものである。

2 人件費には議員報酬、各種委員報酬、特別職給与、共済費等を含む。

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
23年度	人 817	千円 3,235,681	千円 490,934	千円 1,163,414	千円 4,890,029	千円 5,985

(注) 職員手当には退職手当を含まない。



(注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。

2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

2 給料表の状況（平成23年4月1日現在）（単位：円）

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
1号給の 給料月額	135,600	185,800	222,900	261,900	289,200	320,600	366,200	413,000
最高号給の 給料月額	243,700	309,200	356,400	405,700	425,400	448,000	491,400	505,300

3 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成23年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
丸亀市	44.0 歳	351,276 円	421,723 円	378,419 円
香川県	44.5 歳	345,118 円	405,667 円	365,467 円
国	42.3 歳	327,205 円	—	397,723 円
類似団体	43.6 歳	334,893 円	407,082 円	367,964 円

②技能労務職

区分	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)
丸亀市	46.0 歳	129 人	352,000 円	397,036 円	365,581 円
うち清掃職員	45.5 歳	54 人	355,800 円	422,589 円	373,139 円
うち給食調理員	48.6 歳	25 人	365,200 円	382,536 円	371,208 円
うち校務技師	42.1 歳	13 人	330,400 円	352,092 円	347,054 円
香川県	53.8 歳	70 人	355,625 円	378,421 円	366,138 円
国	49.5 歳	3,689 人	283,862 円	—	321,662 円
類似団体	48.6 歳	75 人	321,628 円	359,578 円	340,592 円

区分	民間			参考
	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B
丸亀市	—	—	—	—
うち清掃職員	廃棄物処理従業員	44.6 歳	290,600 円	1.45
うち給食調理員	調理師	45.8 歳	222,400 円	1.72
うち校務技師	用務員	53.8 歳	209,700 円	1.68

区分	参 考		
	年収ベース (試算値) の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	平均給与月額 C/D
丸亀市	—	—	—
うち清掃職員	6,750,468 円	4,035,300 円	1.63
うち給食調理員	6,170,432 円	3,028,200 円	2.04
うち校務技師	5,754,204 円	2,943,200 円	1.96

※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成20～22年の3ヵ年平均)

※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり年齢、業務内容、雇用形態等の点において一致しているものではない。

※ 年収ベースの「公務員（C）」及び「民間（D）」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

※ 技能労務職にかかる平均給料月額は100円未満を端数処理（四捨五入）した値である。

③教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
丸亀市	42.5 歳	333,820 円	366,860 円
香川県	45.8 歳	386,916 円	422,342 円
類似団体	41.9 歳	318,462 円	347,088 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、23年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、調整手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したものである。このうち、これら全ての諸手当込みのものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。また、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

(2) 職員の初任給の状況（平成23年4月1日現在）

区 分		丸亀市	香川県	国
一般行政職	大学卒	178,800 円	178,800 円	172,200 円
	高校卒	144,500 円	144,500 円	140,100 円
技能労務職	高校卒	144,500 円	133,100 円	—
教育職	大学卒	178,800 円	199,700 円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成23年4月1日現在）

区 分		経験年数10年以上 15年未満	経験年数15年以上 20年未満	経験年数20年以上 25年未満
一般行政職	大学卒	291,200 円	343,400 円	379,400 円
	高校卒	236,100 円	292,000 円	329,600 円
技能労務職	高校卒	262,200 円	296,000 円	319,300 円

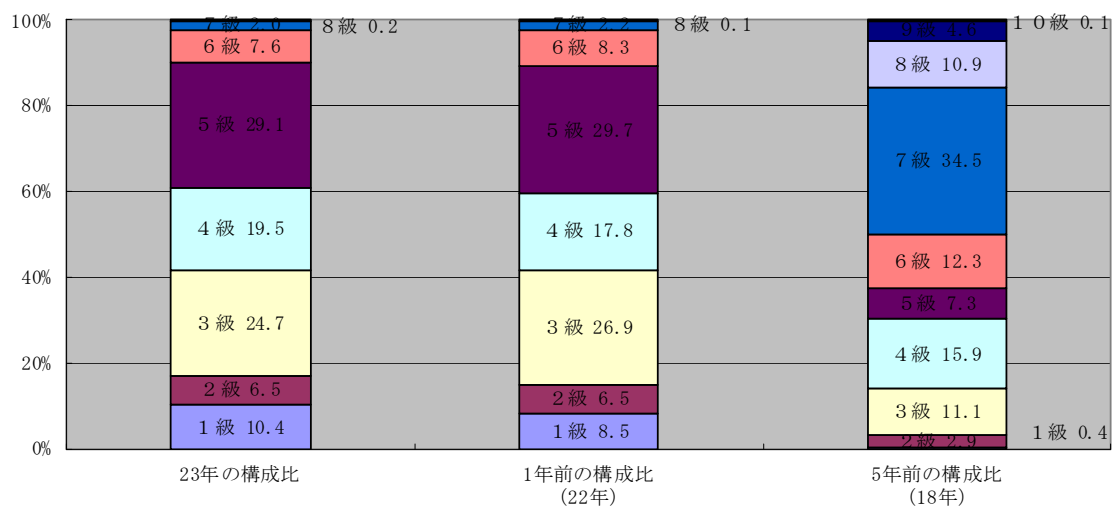
100円未満を端数処理（四捨五入）した値である。

4 級別職員数等の状況

一般行政職の級別職員数の状況（平成 23 年 4 月 1 日現在）

区分	標準的な職務の内容	職員数	構成比
1 級	主事若しくは技師の職務又はこれに相当する職務	99人	10.4%
2 級	副主任の職務又はこれに相当する職務	62人	6.5%
3 級	主任の職務又はこれに相当する職務	235人	24.7%
4 級	主査の職務又はこれに相当する職務	185人	19.5%
5 級	1 副課長の職務又はこれに相当する職務 2 担当長の職務又はこれに相当する職務 3 副主幹の職務又はこれに相当する職務	277人	29.1%
6 級	1 課長の職務又はこれに相当する職務 2 副課長の職務又はこれに相当する職務	72人	7.6%
7 級	1 部長の職務又はこれに相当する職務 2 課長の職務又はこれに相当する職務	19人	2.0%
8 級	部長の職務又はこれに相当する職務	2人	0.2%

(注) 1 丸亀市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準職務とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



注 平成 20 年に 10 級制から 8 級制に変更している。（旧給料の 1 級及び 2 級並びに 4 級及び 5 級をそれぞれ統合）

5 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

丸 亀 市	香 川 県	国
1人当たり平均支給額 (23年度) 1,409 千円	1人当たり平均支給額 (23年度) 1,613 千円	—
(23年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45)月分 (0.65)月分	(23年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45)月分 (0.65)月分	(23年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45)月分 (0.65)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

(2) 退職手当 (平成 23 年 4 月 1 日現在)

丸 亀 市	国
(支給率) 自己都合 勸奨・定年 勤続20年 23.5月分 30.55月分 勤続25年 33.5月分 41.34月分 勤続35年 47.5月分 59.28月分 最高限度額 59.28月分 59.28月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2~20%) 1人当たり平均支給額 22,986千円 (23年度)	(支給率) 自己都合 勸奨・定年 勤続20年 23.5 月分 30.55月分 勤続25年 33.5 月分 41.34月分 勤続35年 47.5 月分 59.28月分 最高限度額 59.28月分 59.28月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2~20%)

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成23年度に退職した全職種(公営企業職員を含む)に係る職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当

(平成 23 年 4 月 1 日現在)

支給実績 (23 年度決算)			—
支給職員一人当たりの平均支給年額 (23 年度決算)			—
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度 (支給率)
高松市	2%	1 人	3%

(注) 支給対象職員が少数(1人)であるため、個人情報保護の観点から支給実績及び一人当たり平均支給額については公表しない。

(4) 特殊勤務手当（平成 23 年 4 月 1 日現在）

支給実績（23年度決算）		49,847千円	
支給職員 1 人当たり平均支給年額（23年度決算）		116千円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（23年度）		48.1%	
手当の種類（手当数）		13	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
1 福祉業務手当	(1)生活保護業務の現業及び指導監査を行う職にある者 (2)保育所に勤務する保育士	社会福祉業務等の現業に直接従事したとき	(1) 日額 400 円 半日 200 円 (2) 日額 200 円 半日 100 円
2 行旅病死等処理手当	(1)行旅病人の処遇業務 (2)行旅死人等の処理業務	行旅病死等処理業務に従事したとき	(1) 1 件につき 2,000 円 (2) 1 件につき 10,000 円
3 老人ホーム業務手当	老人ホームに勤務する者 (1)看護師又は寮母（父） (2)調理員		(1) 日額 200 円 半日 100 円 (2) 日額 150 円 半日 80 円
4 保健業務手当	(1)保健師が訪問指導の業務に従事したとき (2)看護師が訪問診療の業務に従事したとき		(1)日額 200 円 (2)半日 100 円
5 感染症防疫手当	感染症患者の収容又は消毒の業務に従事したとき		1 件につき 1,000 円 1 日につき 2,000 円
6 葬祭業務手当	葬祭業務に直接従事したとき (1)死体の外部からの引取り又は搬送の作業等に従事したとき (2)その他の葬祭業務に従事したとき		(1) 1 件につき 1,200 円 (2) 1 件につき 600 円
7 清掃作業手当	1 ごみ又はし尿の処理作業に直接従事したとき (1)路上におけるごみの収集又はごみの処理の業務に従事したとき (2)くみ取り又は浄化槽の清掃の業務に従事したとき 2 前項に定める作業に従事した場合において、次に定める者には、前項の金額に替えて次の手当を支給する。 (1) 監督員 (2) 清掃指導員又は班長 (3) 副班長 (4) 浄化槽管理業務に従事する者のうち必要な資格を有する者 3 犬、猫等のへい死体処理作業に直接従事したとき		1 (1) 日額 1,250 円 半日 630 円 (2) 日額 1,250 円 半日 630 円 2 (1) 日額 1,430 円 半日 720 円 (2) 日額 1,370 円 半日 690 円 (3) 日額 1,310 円 半日 660 円 (4) 日額 1,380 円 半日 690 円 3 1 件につき 500 円

8 汚物処理手当	1 汚水のある下水道施設の内部で作業に従事したとき (1) 午前及び午後に各 1 回以上従事したとき (2) 午前又は午後に 1 回以上従事したとき	(1) 1 日につき 1,000 円 (2) 1 日につき 500 円
9 競艇事業開催手当	競艇事業部に勤務する者が競艇開催時に業務に従事したとき	
	1 1 月 4 日から 12 月 28 日までの間において業務に従事したとき。	日額 1,500 円 半日 750 円
	2 12 月 29 日から 12 月 31 日までの間において業務に従事したとき。	日額 4,000 円 半日 2,000 円
	3 1 月 1 日から 1 月 3 日までの間において業務に従事したとき。	日額 6,000 円 半日 3,000 円
10 消防業務手当	1 水火災等の出動に従事したとき。	1 1 回につき 100 円
	2 救急出動の業務に従事したとき。	2
	(1) 救急救命士	(1) 1 回につき 130 円
	(2) 上記以外	(2) 1 回につき 100 円
	3 非番の者が招集されたとき。	3 1 回につき 200 円
4 夜間に特殊業務に従事したとき。	4	
	(1) 2 時間以上	(1) 1 回につき 150 円
	(2) 2 時間未満	(2) 1 回につき 100 円
11 現場作業手当	高所作業又は交通頻繁な車道上作業に従事したとき	日額 300 円 半日 150 円
12 徴収業務手当	外勤し、かつ、税の賦課徴収業務又は下水道受益者負担金、市営住宅使用料等の徴収業務に従事したとき	日額 400 円 半日 200 円
13 航路手当	航路を利用し通勤する者	1 日につき 400 円

(5) 時間外勤務手当

支給実績 (23 年度決算)	233,139 千円
職員 1 人当たり平均支給年額 (23 年度決算)	333 千円
支給実績 (22 年度決算)	233,564 千円
職員 1 人当たり平均支給年額 (22 年度決算)	334 千円

(注) 時間外・夜間勤務手当を合計した金額である。

(6) その他の手当（平成23年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (23年度決算)	支給職員1人 当たり 平均支給年額 (23年度決算)
扶養手当	・配偶者 13,000円 ・配偶者以外の扶養親族 各6,500円 ・配偶者がいない場合1人目 11,000円 ・満15歳の年度初めから満22歳の年度末までの子 各5,000円	同	—	94,818千円	208千円
住居手当	・借家（月額12,000円を超える家賃を支払う職員） 家賃月額23,000円以下⇒家賃月額-12,000円 家賃月額23,000円超⇒（家賃月額-23,000円）×1/2+ 11,000円（最高限度額27,000円）	同	—	32,704千円	273千円
通勤手当	・交通機関利用 運賃相当額（最高限度額55,000円） ・自動車等を使用 片道 2～5km未満 2,700円 5～10km未満 5,500円 10～15 " 8,300円 15～20 " 11,100円 20～25 " 13,900円 25～30 " 16,700円 30～35 " 19,500円 35～40 " 22,300円 40～45 " 25,100円 45～50 " 27,900円 50km以上 30,700円	異	自動車 各距離に応じ +700円～ +8,000円	58,479千円	74千円
管理職手当	部長級 86,200円（8級）又は83,600円（7級） 課長級 68,500（7級）円又は64,000円（6級） 室長級 59,400（7級）又は55,500円（6級） 副課長級 47,300円（6級）又は44,400円（5級）（定額制）	異	支給金額	111,048千円	721千円
宿日直手当	勤務1回につき4,200円	同	—	118千円	141千円

6 特別職の報酬等の状況（平成23年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等		
給料	市長	971,000円	(参考) 類似団体における最高/最低額	
	副市長	765,000円	1,080,000円/630,000円 840,000円/582,400円	
報酬	議長	586,000円	623,000円/431,000円	
	副議長	512,000円	538,000円/369,000円	
	議員	457,000円	490,000円/339,000円	
期末手当	市長	(22年度支給割合)		
	副市長	2.95 月分		
退職手当	議長	(22年度支給割合)		
	副議長	3.1 月分		
退職手当	市長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副市長	971,000×5×在職年数	19,420,000円	退職した日から1月以内
		765,000×4×在職年数	12,240,000円	退職した日から1月以内

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年）勤めた場合における退職手当の見込額である。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める職 員給与費比率 B/A	(参考) 22年度の総費用に占 める職員給与比率
23年度	千円 2,080,215	千円 69,320	千円 314,845	% 15.1	% 17.5

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当た り給与費 B/A	<参考> 市平均一人当たり 給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
23年度	人 38	千円 155,025	千円 12,174	千円 64,179	千円 231,378	千円 6,089	千円 5,985

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

イ 特記事項

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（平成23年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
丸亀市	43.5 歳	348,684 円	507,417 円
団体平均	45.6 歳	362,100 円	535,892 円
事業者			

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

丸亀市（水道事業）	丸亀市（一般行政職）
1人当たり平均支給額 (23年度) 1,484千円	1人当たり平均支給額 (23年度) 1,409千円
(23年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65) 月分	(23年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（平成 23 年 4 月 1 日現在）

丸亀市（水道事業）			丸亀市（一般行政職）		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	（支給率）	自己都合	勸奨・定年
勤続 20 年	23.5 月分	30.55 月分	勤続 20 年	23.5 月分	30.55 月分
勤続 25 年	33.5 月分	41.34 月分	勤続 25 年	33.5 月分	41.34 月分
勤続 35 年	47.5 月分	59.28 月分	勤続 35 年	47.5 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（2～20%）			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（2～20%）		
1人当たり平均支給額 22,986 千円（23年度）					
（注） 退職手当の 1 人当たり平均支給額は、平成 23 年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。					

ウ 地域手当

（平成 23 年 4 月 1 日現在）

支給実績（23 年度決算）			0
支給職員一人当たりの平均支給年額（23 年度決算）			0
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
高松市	2%	0 人	3%

エ 特殊勤務手当（平成 23 年 4 月 1 日現在）

支給実績（23 年度決算）		792 千円
支給職員 1 人当たり平均支給年額（23 年度決算）		86 千円
職員全体に占める手当支給職員の割合（23 年度）		24.2 %
手当の種類（手当数）		5
手当の名称	主な支給対象	左記職員に対する支給単価
1 企業手当	能率向上のため、企業性の発揮を必要とする業務に従事した職員（管理職員除く）	月額 給料月額に 100 分の 2 を乗じて得た額
2 停水処分手当	給水の停止処分に従事したとき	1 件につき 200 円
3 危険作業手当	高所作業又は交通頻繁な車道上作業に従事したとき	日額 300 円 半日 150 円
	次亜塩素酸ナトリウム又はオゾンの漏えい時に事故処理作業に従事したとき	30 分未満 250 円 30 分以上 500 円
	劇物又は有害ガス発生物質を使用した水質検査	日額 300 円 半日 150 円
4 変則勤務手当	浄水場の交替勤務する職員が祝日に勤務したとき	1 回 800 円
5 徴収手当	外勤し、水道料金等の徴収業務及び検針困難箇所の再検針業務に従事したとき	1 件につき 70 円

（注） 企業手当については、平成 19 年度より支給を停止している。

オ 時間外勤務手当

支給実績（23年度決算）	6,277千円
職員1人当たり平均支給年額（23年度決算）	283千円
支給実績（22年度決算）	6,150千円
職員1人当たり平均支給年額（22年度決算）	226千円

（注） 時間外・夜間勤務手当を合計した金額である。

カ その他の手当（平成23年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（23年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（23年度決算）
扶養手当	一般行政職の制度と同じ	同	同	3,976千円	209千円
住居手当	一般行政職の制度と同じ	同	同	1,971千円	324円
通勤手当	一般行政職の制度と同じ	同	同	2,944千円	93千円
管理職手当	一般行政職の制度と同じ	同	同	3,605千円	721千円
宿日直手当	一般行政職の制度と同じ	同	同	0円	0円

Ⅲ 職員の勤務時間その他の勤務条件に関すること

1 勤務時間

（平成23年4月1日現在）

区 分	時 間 等
開 始 時 刻	午前8時30分
終 了 時 刻	午後5時15分
休 憩 時 間	60分（午後12時～午後1時）
週 休 日	日曜日及び土曜日
1 週 間 の 正規の勤務時間	38時間45分

2 その他の勤務条件

(1) 休暇

(平成 23 年 4 月 1 日現在)

休暇の種類	事由	期間	給料
年次有給休暇	一の年ごとにおける休暇	年 20 日	有給
病気休暇	負傷又は疾病のため療養する必要がある場合	公務上の傷病の場合 やむを得ないと認められる必要最小限度の期間	有給
		私傷病の場合 90 日	
特別休暇 (期間省略)	選挙権等の行使、裁判員・証人・参考人等として出頭、骨髄移植、結婚休暇、産前休暇、産後休暇、育児時間、出産補助休暇、出産前後の夫の育児参加、家族の看護休暇、短期の介護休暇、忌引き、追悼、夏季休暇、災害等により住居が損壊した場合等の復旧、災害等により交通機関の事故等により出勤が困難、災害等により退勤途上の危険回避、生理休暇、保健指導・健康診査休暇		有給
介護休暇	配偶者、父母、子、配偶者の父母その他の者で負傷、疾病又は老齢により、2 週間以上にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をする場合	6 月の期間内で必要と認められる期間	無給

(2) 育児休業制度

(平成 23 年 4 月 1 日現在)

種類	事由	期間	給料
育児休業	3 歳に満たない子を養育する職員	子が 3 歳に達する日までのうち職員が希望する期間	無給
部分休業		1 日を通じて 2 時間を超えない範囲内で、職員の託児の態様、通勤の状況等から必要とされる時間	無給

IV 職員の分限及び懲戒処分に関すること

1 分限処分の状況

(平成 23 年度)

内容	人数	事案の概要
休職	9 人	心身の故障 9 人

(注) 休職処分者数は、当該年度前に処分を受け、当該年度に引き続き休職状態にある者を含む。

2 懲戒処分の状況

(平成 23 年度)

内容	人数	概要
該当なし		

V 職員の服務に関すること

営利企業等従事許可の状況

(平成 23 年度)

件数
4

VI 職員の研修及び勤務成績の評定に関すること

1 職員の研修

(平成 23 年度)

区 分	修了者数 (延べ人数)
一 般 研 修 一般研修とは、職員がその職務を遂行するために必要な知識、技能、態度その他基礎的教養を一般的に修得させることを目的として、職務の複雑さと責任の度合い（階層別）に応じて行う研修です。（階層別研修など）	283人
特 別 研 修 特別研修とは、職員が現についている職務に密接な関係がある知識又は技能を専門的に修得させることを目的として行う専門研修及び職員の一般的な教養を高めることを目的として行う教養研修です。（海外研修、人権教育研修など）	1,475人
派 遣 研 修 派遣研修とは、職員がその職務を遂行するために必要な知識又は技能を修得させることを目的として、職員に国若しくは他の地方公共団体又は学校その他の教育機関に派遣して行う研修です。（海外研修・市町村アカデミー・国際文化研修所・自治大学校など）	216人

H23 年度より、研修の区分を変更しました。

2 勤務成績の評定

(1) 勤務成績の評定制度の概要

(平成 23 年度)

評定の目的	職員一人ひとりの能力や適性を活かし、伸ばすことによる多彩な人材育成・確保や能力・実績に応じた処遇によるインセンティブの付与など。		
評 定 者		第一次評定者	第二次評定者
	部 長 等	副市長等	—
	課 長 等	部長等	—
	副 課 長 等	課長等	部長等
	一 般 職	副課長等	課長等
対象職員	職 種	全職種（医師を除く。）	
	職 位	全職位（医師を除く。）	

(2) 勤務成績の評定結果の活用

勤務成績の評定結果は昇任・昇格や人事異動等の参考にしています。

VII 職員の福祉及び利益の保護に関すること

1 福利厚生制度

福利厚生の状況

(平成 23 年 4 月 1 日現在)

区分	内容
職員の保健等に関すること	定期健康診断の実施、職場の分煙対策など
共済組合	<p>◎短期給付＝公務外の病気やケガの治療、出産、死亡、休業、災害時の給付</p> <ul style="list-style-type: none"> ○保健給付＝療養給付、入院時食事療養費、療養費、高額療養費など ○休業給付＝傷病手当金、出産手当金、育児休業手当金など ○災害給付＝弔慰金、災害見舞金、家族弔慰金 <p>◎長期給付＝老後の経済生活を支援するための給付</p> <ul style="list-style-type: none"> ○退職共済年金＝組合員期間が 1 カ月以上ある場合、一定条件を満たすことにより 65 歳から支給（65 歳未満で受給できる特例あり） ○障害共済年金・一時金＝組合員が在職中に病気やケガで障害の状態になったときに支給 ○遺族共済年金＝組合員または組合員であった者が死亡したとき遺族に支給 <p>◎福祉事業＝保健、宿泊、貯金、貸付などの各事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ○保健事業＝健康診断助成、保養宿泊施設利用助成など ○宿泊事業＝共済組合宿泊施設の経営 ○貯金事業＝普通貯金の受入れ ○貸付事業＝普通貸付、住宅貸付、災害貸付、医療貸付、入学・修学貸付など
互助会	人間ドック等助成金、入学祝金、結婚祝金、交通災害見舞金など
共済会	サークル活動補助、チケット購入補助、スポーツ大会開催補助など

2 公務災害補償

公務災害等の認定状況

(平成 23 年度)

公務災害	通勤災害	計
6 件	2 件	8 件

3 措置要求・不服申立て

(1) 勤務条件に関する措置の要求の状況

22年度末 継続件数	23年度内 要求件数	23年度内 処理件数	23年度末 継続件数
0件	0件	0件	0件

(2) 不利益処分に関する不服申立ての状況

22年度末 継続件数	23年度内 申立件数	23年度内 処理件数	23年度末 継続件数
2件	0件	0件	2件